

## 令和6年度事業計画

令和5年の新規住宅着工戸数は82万戸となり、対前年比では4.6%の減少となった。また、木造住宅の着工は対前年比で5%程度減少しており、こうした中であって、今後とも国産材利用量を増加させるためには、国産材利用割合の低い部材等における国産材利用拡大が重要となっている。

地域経済の担い手として重要な位置づけにある木材産業を含めた中小企業の経営については、以前からの人手不足や素材・賃金の高騰、デジタル化への対応などの厳しい環境の変化に対応していくことが課題となっている。

令和5年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針2023)では、再造林の促進や林道等の生産基盤整備等を含む木材の安定供給体制構築、改正クリーンウッド法に基づく違法伐採対策、国産材への転換、CLT等の木材利用拡大等を進めることが示された。

また、公共建築物等における木材の利用については、令和3年の法改正により、木材利用促進の対象が公共建築物から建築物一般に拡大され、中高層建築に対応して木材利用の方法も変化してきている。

このような中、林野庁の補助事業を活用し、追い風の下にある中高層建築物の木造化、木質化などの動きを減速させないよう、一層の取組が必要となっている。

さらに、安全性・簡便性等からの木屑への転換及び普及への取組、格付け実績の低いJAS構造材の非住宅、中高層分野への普及・利用、新たな製品・技術の開発の支援、JAS構造材の普及拡大対策が継続されることとなった。

以上のように、林業・木材産業の再興を図ることが一層重要となっていることから、会員挙げて、住宅はもとより公共建築物、商工業施設など非住宅の多様な分野における木材需要の拡大への取組、品質の確かな木材の安定供給体制の構築に一層取り組んでいくことが求められている。

このため、協同組合事業を通じ、当会及び各都道府県木協連の基盤強化を図り、下記事業について組織を挙げて取り組むとともに木材の利用拡大等の中長期的な方向性についても検討するものとする。

## I 共同事業の推進

### 1 国有林材受託販売事業(優良国産材展示即売会)

優良国産材の需要開拓と安定供給、協同組合事業の活性化等を目的に実施してきた本事業については、取扱量の減少や流通環境の変化などを踏まえつつ、今後の事業の在り方について検討を進める。

### 2 優良国産材製材品展示会事業

優良国産材製材品の品質向上・流通促進を図り、もって国産材の振興に寄与することを目的に共同事業として実施してきた本事業については、国有林の受託販売の見直し等を踏まえ、今後の事業の在り方について検討を進める。

### 3 カーリース等斡旋事業

組合員に低料金でのカーリース利用を提供することを目的とした共同事業として、各都道府県木協連等の協力を得て情報収集及び提供等に努める。

## II 福利厚生事業の推進

本会の福利厚生事業は、全国でのスケールメリットを活かした「安い掛金で高額保障」をモットーに、傘下会員及びその従業者の福祉向上、また、企業体の予防的危機管理等に資するための各種事業を展開しているところである。本年度も都道府県木協連等と意思疎通を図りつつ、円滑な推進に努めることとする。

### 1 中型グループ保険制度

当会事業の中核である本制度については、引き続き都道府県木協連等の特段の協力体制のもと安定的加入数の達成に努めることとする。未加入の都道府県木協連等役員の加入勧奨を継続するほか、広く組合構成員事業所を対象とした加入促進活動の強化を図る。

### 2 総合保障制度等

中型グループ保険だけでなく、現在広範囲化している利用者のニーズに応えられるよう、商品揃えについて情報収集等に努める。

### 3 第三者P L 賠償補償制度

木材P L 共済制度及び施設賠償共済制度を包括した商品である本制度の

普及拡充に都道府県木協連等の協力を得て取り組む。

#### 4 任意労災保償度

本制度については、近年の労働災害に見られる企業責任追求の高まりへの対応、企業防衛のプランとしての普及を図ってきており、引き続き、その普及・拡充に努める。

### Ⅲ 補助事業等の効果的实施

組合員の振興発展に資する事業を効果的・着実に実施する。

#### 1 林業施設整備等利子助成事業（継続事業）

- ・ 森林施業の集約化や木材の生産・加工・流通構造の改革等に取り組む林業者等が日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合の利子を助成する。
- ・ 自然災害の被害を受けた林業者等の借入資金に対する利子を助成する。
- ・ 地域材利用促進緊急利子助成事業及び林業経営基盤整備緊急利子助成事業に係る利子について、引き続き助成する。
- ・ 林業者が農林漁業信用基金の補償を受け、民間金融機関の借入金の借換をする場合、一定期間の利子を助成する。

#### 2 災害復旧関係資金利子助成事業（継続事業）

東日本大震災により被災した林業者等が、日本政策金融公庫の災害復旧・復興に必要な資金を借入れる場合の利子について助成する。

#### 3 木材加工設備等リース導入支援（継続事業）

品質・性能の確かな木材製品を安定供給するための木材加工設備等のリースによる導入を支援する。

#### 4 外構部の木質化対策支援事業

非住宅及び住宅の外構部の木質化に要する費用の一部を支援する。  
(予算額 200百万円)

### Ⅳ その他事業

#### 1 調査情報事業

木材業振興等に必要の調査を実施する。

## 2 出版事業・その他

- (1) 第58全国木材産業振興大会(令和6年10月31日:鹿児島県鹿児島市)を全木連と共催する。
- (2) 必要な資料、パンフレット等の出版販売を行う。
- (3) 全木連等関係団体と一体となって「林材業ゼロ災」の実現に向けての取組みを推進する。
- (4) 全木協連事務局が入居する永田町ビルの建替に伴い、令和6年6月に事務所を移転することから、全木連と協調し円滑に実施する。